

1 『景観計画』とは

■ 岡崎市の『景観計画』とは

景観法(平成16年制定)に基づき、地域の良好な景観づくり(風景を守り、育て、創り出す取り組み)を進めるための基本的な計画で、住民の皆様等のご意見を反映させながら市が定めるものです。

■ 『景観計画』に定める内容

必ず定めるもの

景観計画の区域

計画の対象とする区域を定めます。

良好な景観の形成に関する方針

景観計画区域において、将来にわたって目指すべき景観の目標像やその実現に向けた景観づくりの進め方などを方針として定めます。

景観重要建造物・樹木の指定の方針

景観づくりを進めるうえで大切にすべき建物や樹木を指定する場合に、その考え方を定めます。

良好な景観の形成のための 行為の制限に関する事項

方針に基づき、より良い景観づくりを進めるため、届出が必要な行為や基準などを定めます。

届出が必要な行為

(例) 建築物や工作物の設置や改築、開発行為など

行為の制限に関する基準

(例) 建築物や工作物のデザイン・色彩・高さ・壁面の位置など

必要に応じて定めるもの

屋外広告物の行為の 制限に関する事項

必要に応じて、広告・看板等の表示や設置に関する行為の制限を定めます。

景観重要公共施設の 設置に関する事項

景観上重要な公共施設について、景観上必要な整備に関する事項及び占用等の許可の基準を定めます。

など

■ みんなで進める景観づくり

『景観計画』の策定後は、その実現に向け、市民と事業者、行政が役割分担し協力して取り組んでいくことが大切です。

～「景観整備機構」、「景観協議会」、「景観協定」などの仕組みを活用～ ※

地域の良好な景観(風景、景色)を守り、育て、創り出す取り組み



2 岡崎城の眺望

■ 大樹寺からの歴史的眺望(ビスタライン)

大樹寺は、松平氏第4代親忠が文明7年(1475年)に建立し、寛永18年(1641年)には、徳川3代将軍家光が山門、総門などを整備。山門、総門を通して約3km南に岡崎城が見えるように伽藍が工夫して配置されており、現在もこの歴史的眺望は、地域の方々のご協力により大切に守られています。



5万石岡崎の岡崎城は、徳川家康出生の地であり、以来、歴史上重要な拠点として永く市民に親しまれ現在に至っています。

岡崎城は、歴史的な意味を持つ拠点として周辺を取り巻く都市景観の中で重要な要素となっています。



■ 主要な橋からの眺望



矢作橋

現在は、岡崎城は見えにくくなっています。



明神橋

乙川をはさんで、岡崎城の森と天守閣を望むことができます。



殿橋

乙川をはさんで、岡崎城の森と天守閣を望むことができます。

3 岡崎市景観資産位置図

本市において、自然、歴史文化上から貴重な景観であり、市民に親しまれていると考えられる箇所の一例をあげたものです。

風景



⑥伊賀八幡宮



⑤大樹寺



④北野廃寺



③滝山寺



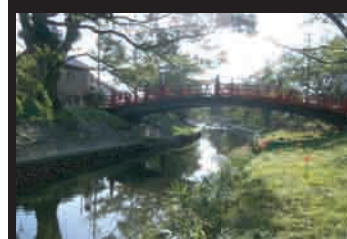
②真福寺



①村積山



②茅葺屋敷



⑦伊賀川の桜



⑧眺望ライン(ビスタライン)



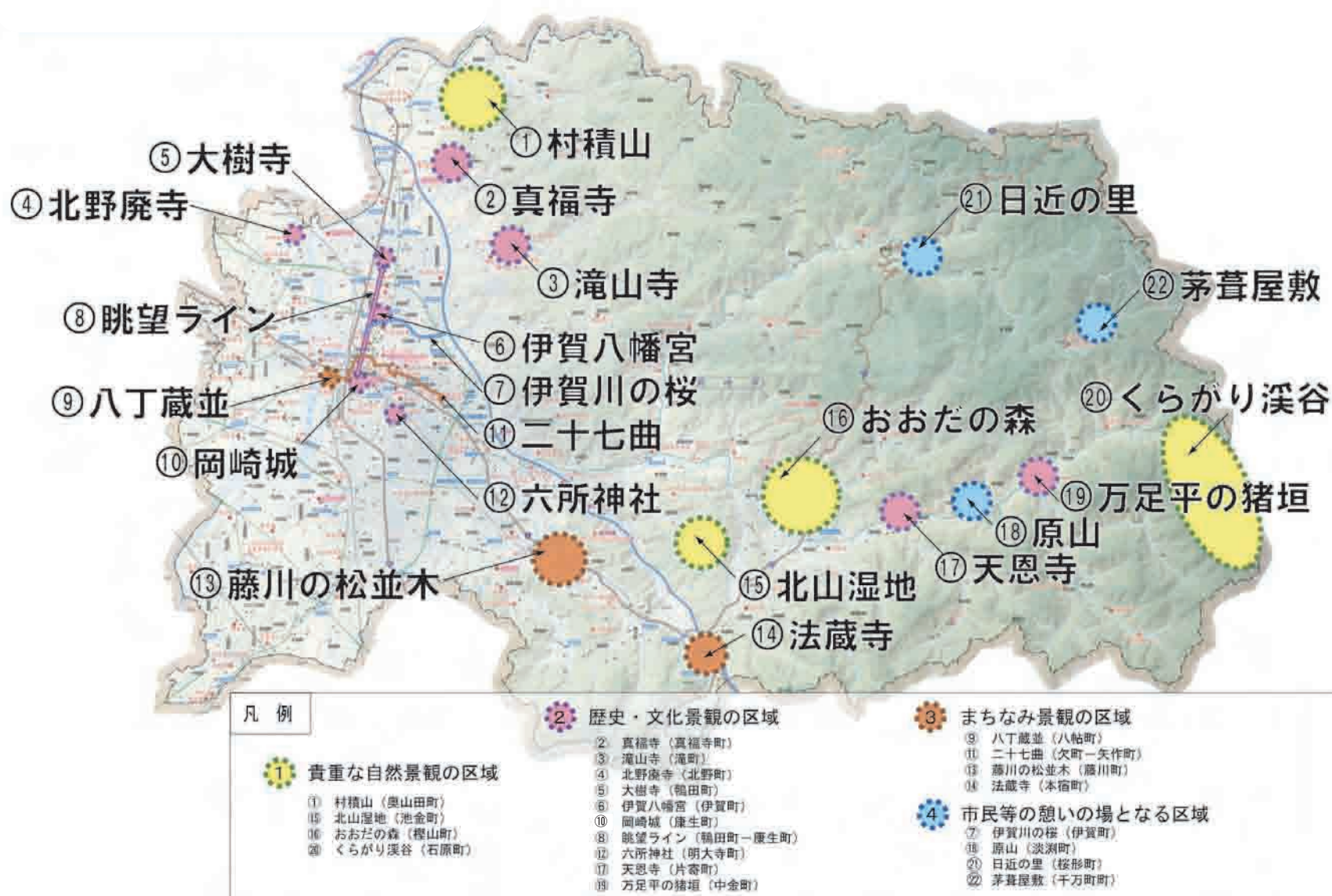
⑨八丁蔵並



⑩岡崎城



⑪二十七曲



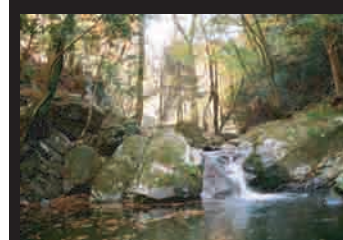
景観は、地域の特性、暮らし方がもつともわかりやすい形で現れている現象のひとつです。

「景観十年、風景百年、風土千年」という言葉があります。

ある景観が地域に愛され、その質が良好なものとして長く保たれれば風景となり、やがてその地域の暮らし方に反映され風土、文化となります。



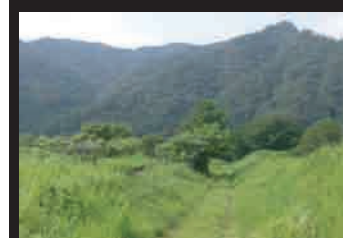
②日近の里



②くらがり溪谷



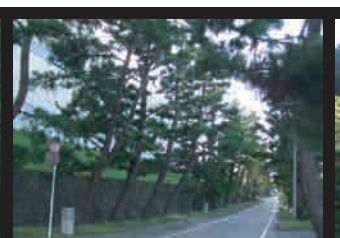
⑨万足平の猪垣



⑬原山



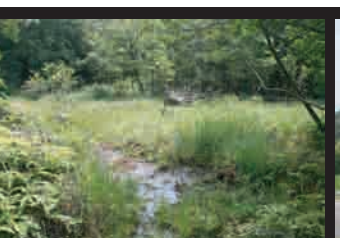
⑫六所神社



⑬藤川の松並木



⑭法蔵寺



⑮北山湿地



⑯おおだの森



⑰天恩寺

景観